

(別紙)

令和 2 年度 津波避難計画

津市立敬和幼稚園
津市立敬和小学校
津市立東橋内中学校
きずな教室（人権教育課）

1 目的

平成 23 年 3 月に発生した「東日本大震災」では、予想を超える大津波が発生し、小学校の中には避難が遅れ、多くの尊い命が失われるという事象があった。本地域においても、近い将来、東海・東南海・南海地震の発生が予想されている。

本園・校・室が海岸に隣接した立地であることを踏まえて、東日本大震災を教訓とし、津波から園児や児童、生徒の生命を守ることを目的とし、この計画を策定する。

2 避難場所

(1) 避難所

○第 1 候補地 東橋内中学校 4 階及び屋上

○第 2 候補地 津市立養正小学校
(海拔 3.5 m 本校との距離約 1.3 km)

(2) 一時緊急避難所

○敬和小学校 3 階及び屋上

3 避難方法

(1) 在園幼児、在校児童生徒、きずな教室で学習中の児童生徒

①地震発生時

- 地震の揺れが収まるまで、その場で身を守る体勢をとる。
- 放送により、小学生は、敬和小学校運動場に、中学生は、東橋内中学校運動場に、それぞれ避難する。
- きずな教室で学習中の小学生と教室長は、敬和小学校運動場に、幼稚園児及びきずな教室で学習中の中学生、幼稚園職員、きずな副教室長、きずなスタッフは、東橋内中学校運動場に、避難する。

②人員及び負傷者の確認

- 名簿をもとに、各園・校の教職員は、全園児・児童・生徒の安全を確認し、負傷者の状況を確認する。

③情報収集

- 校長・園長は、市教委からのメール配信、防災行政無線、津市防災情報メールサービス、ラジオ等で情報収集を行う。

④「避難勧告・指示」発令時

- 担当者（中学校）は、直ちに校舎内の状況と屋上までの経路の安全確認を行い、小学校長に伝える。

◎第 1 候補地（東橋内中学校）が安全と報告された場合：担当者（小学校専科教員）は、避難経路（Aルートが危険な場合はBルート）の安全確認に向かう。

●第 1 候補地が危険と判断された場合：担当者（中学校 1・2 年副担任）は、自転車で第 2 候補地までの避難経路（Cルートが危険な場合はDルート）の安全確認に向かう。

*「避難勧告・指示」がない場合は、教室に移動し待機する。

⑤避難経路の安全確認

◎第 1 候補地の安全が確認された場合：担当者（小学校専科教員）は、第 1 候補地までの安全な避難経路をできるだけ短時間で携帯電話で小学校校長に報告する。電話が不通の時は、学校に戻って口答で伝える。

●第 1 候補地が危険と判断された場合：担当者（中学校 1・2 年副担任）は、第 2 候補地（養正小学校）までの安全な避難経路をできるだけ短時間で携帯電話で中学校長に報告する。電話が不通の時は、学校に戻って口答で伝える。

⑥避難誘導

◎第 1 候補地の安全が確認された場合：

○中学生・幼稚園児は、教職員の指示に従い中学校屋上に避難を開始する。中学校 3 年担任及び校長が先頭に立って誘導する。また、最後尾に、幼稚園園長及び担任が、遅れがちな園児・生徒に対応する。

○小学生は、安全が確認された避難経路（Aルートが危険な場合はBルート）を通って、高学年から避難を開始する。小学校 6 年担任及び校長が、先頭に立って避難道路の安全を確認する。また最後尾に、小学校教職員から 2 名が、遅れがちな児童に対応する。他の教職員は、各学級の児童の誘導にあたる。

○途中、障害物等があった場合、園児・児童の安全を最優先し、ルートを適切に変更する。

●第 1 候補地が危険と判断された場合：

○幼稚園児・小学生・中学生が合流し、東橋内中学校、敬和小学校、敬和幼稚園の順に安全が確認された避難経路（Cルートが危険な場合はDルート）を通って、避難を開始する。中学 2 年生を先頭に高学年から避難を開始する。中学校 3 年生は最後尾につき、必要に応じて園児の引率にあたる。引率にあたっては、先頭に中学校 3 年担任から 2 名と中学校長を配置し、避難道路の安全を確認しつつ進む。また最後尾に小学校養護教諭・技能員、幼稚園担任及び園長を配置し、遅れがちな園児・児童に対応する。他の教職員は各学級の園児・児童の誘導にあたる。

○途中、障害物等があった場合、児童の安全を最優先し、ルートを適切に変更する。

○避難所への避難開始にあたっては、小学校長が、近隣保育園に連絡する。

⑦要援護者への対応

◎第1候補地の安全が確認された場合：

○避難所への避難が困難な状況にある者がいた場合は、小学校教頭及び技能員が残り、敬和小学校校舎3階あるいは屋上への避難を誘導する。

●第1候補地が危険と判断された場合：

○避難所への避難が困難な状況にある者がいた場合は、小学校には小学校教頭及び技能員が、中学校には中学校3年副担任及び技能員が、それぞれ残り、敬和小学校または東橋内中学校での避難を誘導する。

⑧保護者等への情報の伝達

○園長、小・中学校長は、地震発生後直ちに災害用伝言ダイヤル（171）を利用し、園児・児童・生徒の安否、避難状況等を情報発信する。

○園長、小・中学校長は、可能な限り、携帯電話のメール等により全保護者に状況を伝えるよう職員に指示する。

○きずな教室長は、可能な限り、携帯電話のメール等により、人権教育課に現在の避難状況を伝える。

⑨保護者への引き渡し

○「避難勧告・指示」が解除されるまでは、引き渡しを行わず、全員、避難所にて避難を継続する。

○当面の安全が確保されたのち、避難所にて、引き渡しを行う。名簿により、確実に引き渡す。

○迎えない園児・児童・生徒については、連絡がつくまで教職員が保護する。

(2) 登校、下校時（児童・生徒）

○地震の揺れが収まるまで、その場で伏せる等して、身を守る。

○地震が収まったあと慌てないで行動し、自宅か学校の近い方へ向かう。

○移動中、防災行政無線の放送などで、「避難勧告・指示」が発令された場合には学校に向かい、その後学校から避難所へと避難する。

＊「避難勧告・指示」が発令されない場合は、自宅待機とする。

4 避難勧告・指示発令時の避難経路

(1) 第1候補地（東橋内中学校）

Aルート：敬和小学校運動場→敬和小学校西門→東橋内中学校北門→東橋内中学校生徒用昇降口→東橋内中学校北校舎中央階段→東橋内中学校屋上 or 4階

Bルート：敬和小学校運動場→敬和小学校西門→東橋内中学校東門→東橋内中学校北校舎南側入口→東橋内中学校北校舎中央階段→東橋内中学校屋上 or 4階

(2) 第2候補地（養正小学校）

Cルート：敬和小学校西門から左折して南へ→県道561号線を右折して西へ→国道23号横断し、武内病院前を通過→コンビニエンスストア「ローソン」前交差点を左折して南へ→次の信号交差点を右折して西へ→養正小学校南門へ

Dルート：敬和小学校西門から左折して南へ→フェニックス通りを右折して西へ→国道23号を横断→津市中央公民館前交差点を右折して北へ→次の信号交差点を左折して西へ→養正小学校南門へ

5 避難時の担当

担当		東橋内中学校	敬和小学校	敬和幼稚園
避難経路 確認	A・Bルート		専科2名	
	C・Dルート	1・2年副担任		
園児・児童・生徒 引率	先頭	校長、3年担任	校長	
	最後尾		養護教諭	園長、担任
要援護者支援		3年副担任、技能員	教頭、技能員	
情報収集・発信			校長、教務	

6 事前の対策

(1) 避難訓練の実施

○年度当初に、巨大地震発生を想定して各園・校が共同して、避難所への避難訓練を実施する。

○すべての子どもたちに、発生時における行動について指導しておく。

(2) 保護者への周知

○年度当初に、「巨大地震発生時対応マニュアル」を配付し、「避難勧告・指示」が発令された時の対応やそのときの緊急連絡の有無について詳細に事前周知しておく。また、学校だよりや学年だよりで、「巨大地震発生時対応マニュアル」の内容について啓発していく。

(3) 地域住民との連携

○敬和小学校が避難場所に指定されている近隣の自治会長と学校の避難計画について共通理解を図る。